

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第20号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 金銭会計	第3章 金銭会計
第1節 通則（第14条— <u>第19条の2</u> ）	第1節 通則（第14条— <u>第19条</u> ）
第2節—第7節（略）	第2節—第7節（略）
第4章—第12章（略）	第4章—第12章（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条（略）	第2条（略）
（1）～（9）（略）	（1）～（9）（略）
（10）（略）	（10）（略）
ア（略）	ア（略）
（ア）～（オ）（略）	（ア）～（オ）（略）
（カ）リース資産（ <u>所有権移転外</u> ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が（ア）から（オ）及び（ケ）である場合に限る。）	（カ）リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が（ア）から（オ）及び（ケ）である場合に限る。）
（キ）～（ケ）（略）	（キ）～（ケ）（略）
イ（略）	イ（略）
（ア）～（カ）（略）	（ア）～（カ）（略）
（キ）リース資産（ <u>所有権移転外</u> ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産で	（キ）リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当

あって、当該リース物件が（ウ）から（カ）及び（ク）である場合に限る。）

（ク） （略）

ウ （略）

(11)・(12) （略）

（会計の区分）

第5条 （略）

2 （略）

3 （略）

(1)～(5) （略）

(6) 豊能地域水道事業

(7)～(13) （略）

第18条 （略）

（指定納付受託者の指定）

第18条の2 企業長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を指定することができる。

（公金の徴収等の委託を受けた者の現金の払込み）

第19条 第18条の委託を受けた者は、その徴収し、又は収納した公金に、徴収（収納）計算書を添えて、即日又はその翌日に出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、企業長が特に払込みの方法を定めたとき及び払込みの日を指定したときは、この限りでない。

2 第18条の委託を受けた者は、前項の規定により払込みをしたときは、徴収（収納）計算書を企業長に送付しなければならない。

（指定納付受託者による納付）

該リース物件が（ウ）から（カ）及び（ク）である場合に限る。）

（ク） （略）

ウ （略）

(11)・(12) （略）

（会計の区分）

第5条 （略）

2 （略）

3 （略）

(1)～(5) （略）

(6) 豊能水道事業

(7)～(13) （略）

第18条 （略）

（公金の徴収等の委託を受けた者の現金の払込み）

第19条 前条の委託を受けた者は、その徴収し、又は収納した公金に、徴収（収納）計算書を添えて、即日又はその翌日に出納取扱金融機関に払い込まなければならない。ただし、企業長が特に払込みの方法を定めたとき及び払込みの日を指定したときは、この限りでない。

2 前条の委託を受けた者は、前項の規定により払込みをしたときは、徴収（収納）計算書を企業長に送付しなければならない。

第19条の2 指定納付受託者は、自治法第231条の2の2の規定により料金等を納付しようとする者から納付の委託を受けたときは、企業長の指定する期日までに納取扱金融機関に払い込まなければならない。

第2節 (略)

(収入の調定)

第20条 収支等執行者は、料金又は料金以外の使用料、手数料及び分担金等を収入する場合は、システムにより作成した調定振替伝票により収入の調定を行わなければならない。ただし、市町村域水道事業において料金及び使用料を収入する場合は、水道料金システムにより作成した帳票により収入の調定を行うことができる。

2・3 (略)

4 収支等執行者は、法令の規定又はその性質上納付前に調定ができない収入については、納付のあった後速やかに調定しなければならない。

(納付の方法)

第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて納付しなければならない。ただし、公金徴収事務等受託者又は指定納付受託者に納付させる場合はこの限りではない。

第24条 (略)

(クレジットカード払いによる納入の通知及び納付の方法)

第25条 納入義務者は、クレジットカードを使用する方法により指定納付受託者に納付をさせる場合は、企業団が指定する方法により申し出なければならない。

2 前項の納付の場合は、当該指定納付受託者へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信することにより、納入義務者に納入の通知をしたもの

第2節 (略)

(収入の調定)

第20条 収支等執行者は、料金又は料金以外の使用料、手数料及び分担金等を収入する場合は、システムにより作成した調定振替伝票により収入の調定を行わなければならない。

2・3 (略)

(納付の方法)

第23条 納入通知書を受けた者又は納付書により納付しようとする者は、これに現金を添えて納付しなければならない。

第24条 (略)

とみなす。

第26条・第27条 (略)

(金銭出納員等の直接収納)

第31条 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は公金徴収事務等受託者は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押印して領収を証する書面(以下「領収書等」という。)を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、口座振替の方法又は指定納付受託者による納付があった場合は、領収書等を発行しないことができる。

2 (略)

(前渡資金の精算)

第41条 (略)

2 (略)

3 前渡資金の精算残額が生じたときは、納入通知書により納付しなければならない。

4 (略)

(誤払金等の戻入)

第46条 収支等執行者は、自治令第159条の規定により誤払金等を戻入させるときは、調定振替伝票により決定し、納入通知書を発行しなければならない。

(支出の決定)

第48条 分任金銭出納員が収支等執行者から支出伝票の送付による支出命令を受けたときは、次に掲げる事項について審査をし、支出の決定をした後に、システムにより金銭出納員に送付しなければならない。

(1)～(4) (略)

第25条・第26条 (略)

第27条 削除

(金銭出納員等の直接収納)

第31条 金銭出納員、分任金銭出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関等又は公金徴収事務等受託者は、収入の納付を受けた場合は、領収印を押印して領収を証する書面(以下「領収書等」という。)を当該納入義務者に交付しなければならない。ただし、口座振替の方法により収納した場合は、領収書等を発行しないことができる。

2 (略)

(前渡資金の精算)

第41条 (略)

2 (略)

3 前渡資金の精算残額が生じたときは、返納通知書により納付しなければならない。

4 (略)

(誤払金等の戻入)

第46条 収支等執行者は、自治令第159条の規定により誤払金等を戻入させるときは、調定振替伝票により決定し、返納通知書を発行しなければならない。

(支出の決定)

第48条 分任金銭出納員が収支等執行者から支出伝票の送付による支出命令を受けたとき又は予算執行に係る振替伝票の送付を受けたときは、次に掲げる事項について審査をし、支出の決定をした後に、システムにより金銭出納員に送付しなければならない。なお、予算執行に係る振替伝票についてもこれに準ずる。

(1)～(4) (略)

(5) 正当な債権者であること。

(6) (略)

2・3 (略)

(出納の通知)

第63条 (略)

(1) 納入通知書(その内容を記録した電磁的記録を含む。)、納付書又は払込書による収入の通知

(2) (略)

(収納金の領収と収納済通知書等)

第64条 収納取扱金融機関は、納入通知書、納付書又は払込書に添えて現金を受領したときは、領収印を押印して領収書等を納入義務者に交付するとともに、収納済通知書等を、受領した日から起算して日曜日等を除いた3日目に出納取扱金融機関に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業における取扱いについては、別に定める。

2～4 (略)

(賠償責任を負う職員の指定)

第156条 地企法第34条において準用する自治法第243条の2の8第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、企業長又はその委任を受けた者の事務を補助する職員で主査級以上の職にある者とする。

別表第1 (第3条関係)

	第1欄	第2欄	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
分任金銭出納員	経営管理部	経営管理部 総務課参事	(略)
	事業管理部	経営管理部 総務課副参事	
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 正当な債権者で債務が確定していること。

(6) (略)

2・3 (略)

(出納の通知)

第63条 (略)

(1) 納入通知書(その内容を記録した電磁的記録を含む。)、納付書、払込書又は返納通知書による収入の通知

(2) (略)

(収納金の領収と収納済通知書等)

第64条 収納取扱金融機関は、納入通知書、納付書、払込書又は返納通知書に添えて現金を受領したときは、領収印を押印して領収書等を納入義務者に交付するとともに、収納済通知書等を、受領した日から起算して日曜日等を除いた3日目に出納取扱金融機関に送付しなければならない。ただし、市町村域水道事業における取扱いについては、別に定める。

2～4 (略)

(賠償責任を負う職員の指定)

第156条 地企法第34条において準用する自治法第243条の2第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、企業長又はその委任を受けた者の事務を補助する職員で主査級以上の職にある者とする。

別表第1 (第3条関係)

	第1欄	第2欄	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
分任金銭出納員	経営管理部	経営管理部 総務課参事	(略)
	事業管理部		
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。